

## 商工会は地域の中小企業を支援する公的機関です

商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う経済団体です。

また、国や愛知県の小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関でもあり、小規模事業者に寄り添った伴走型の支援をするために様々な事業を実施しています。

もちろん小規模企業施策だけでなく、様々な地域振興事業も実施しています。商工会は「商工会法」に基づいて設立された公益的な団体で、愛知県に57の商工会があります。

また、都道府県組織として愛知県商工会連合会があり、広域的なテーマや専門的なテーマについて、小規模事業者、地域を支援しています。

商工会の会員は様々な業種の事業者等で、愛知県で約3万8千人の方が加入されています。

商工会の事業は大きな2本の柱、企業の経営向上につながる「経営改善普及事業」と、魅力ある地域づくりのための「地域振興事業」があります。

これらの事業をとおして、私達は企業、地域の発展のため活動しています。皆さんの力で、私達とともに愛知の産業・地域の発展のため貢献していきましょう。

### 《商工会が求める人材像》

- ◎ 民間企業等で培った豊富な知識や経験により、地元事業者の発展・継続に貢献したいと考えている人
- ◎ 社会の変化に敏感で柔軟な発想を持つ人
- ◎ 目標に向かって自身は何ができるかを、広い視野で考え実行できる人

## 1 目的

愛知県内商工会及び商工会連合会（以下「商工会等」という。）の職員の募集及び採用について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 応募資格

次の「A」又は「B」を満たす方で、愛知県内のいずれの商工会、又は愛知県商工会連合会に勤務できる方。

※以下の「A 資格保有者枠」か「B 職務経験者枠」のいずれかしか申込みできません。

### A 資格保有者枠（経営指導員等）

学校教育法による高等学校を平成12年3月以降に卒業した方であって、令和7年6月末現在で次の資格のいずれかを取得し、あるいは登録を受けている者又は採用日までに次の資格のいずれかの登録が見込まれる方。

ア 公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定による公認会計士又は会計士補の資格

イ 税理士法（昭和26年法律第237号）の規定による税理士の資格

ウ 中小企業診断士の登録

## B 職務経験者枠（補助員等）

学校教育法による高等学校を平成6年3月以降に卒業した方であって、令和7年6月末現在で、民間企業等における職務経験（経理、税務、人事、労務、営業などの事務職等）を3年以上有する方。

**【民間企業等における職務経験】とは、以下のとおりです。**

- ア 職務経験が複数の場合は期間を通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限ります。
- イ 会社員等として、通算できる期間は、常勤で6カ月以上継続して就業した期間です。
- ※「常勤」とは、フルタイムの正規社員のことです。

※ 職務経験者枠で受験された方についても、職務経験に応じて、経営指導員として採用される場合もあります。

## 3 募集方法

- (1) 愛知県内商工会への案内。
- (2) 「i n d e e d」掲載。
- (3) 愛知県商工会連合会ホームページ掲載。  
<https://www.aichipfsci.jp/shokuinsaiyou1/>

## 4 受付期間

令和7年8月18日（月）～9月5日（金）（締切日消印有効）

## 5 受験申込方法

下記の書類を全て揃え、郵送にて受験申込みをしてください。なお、お申込みいただいた応募書類については返却いたしません。

- (1) 受験申込書（愛知県商工会人事管理委員会指定様式。A4判。写真添付のこと）
- (2) 履歴書（愛知県商工会人事管理委員会指定様式。A4判。写真添付のこと）  
※（1）（2）に添付する写真は、直近3カ月以内に撮影したもの
- (3) 職務経歴書（愛知県商工会人事管理委員会指定様式。A4判）
- (4) 自己紹介書（愛知県商工会人事管理委員会指定様式。A4判）
- (5) 資格の取得を証明する書類（合格証書等の写し）【資格保有者枠で受験される方は必須】
- (6) 最終学歴の卒業証明書（卒業証書の写し可）
- (7) 健康診断書（申込み時点で6カ月以内のもので胸部レントゲン診断のあるもの）

受験申込書・履歴書・職務経歴書・自己紹介書は、愛知県商工会人事管理委員会事務局（愛知県商工会連合会内）で受領するか、愛知県商工会連合会ホームページからダウンロードしてください。

（愛知県商工会連合会ホームページURL <https://www.aichipfsci.jp/shokuinsaiyou1/>）

※健康診断書を合否判定に用いることはありません。

## 【申込受付先】

〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター16階  
愛知県商工会連合会 人事支援課 内  
愛知県商工会人事管理委員会事務局 電話 (052) 562-0035

6 採用予定人員 13名  
(定時募集、第1回資格保有者・職務経験者枠による採用者を含む)

7 試験日 第2次試験 令和7年9月中旬予定

## 8 試験の方法

- (1) 第1次試験 書類選考  
(2) 第2次試験 (第1次試験合格者のみ) 面接試験

## 9 採用の方法及び時期

### (1) 採用の方法

- ア 最終合格者は採用認定試験合格者名簿に登載されます。  
イ 人事管理委員会は合格者名簿登載確定後、各任命権者の請求に応じて推薦します。  
ウ 合格者名簿の有効期間は、原則として名簿登載確定後1年とします。

### (2) 採用の時期

原則として令和7年10月以降順次行いますが、合格者名簿の有効期間内に限りま  
す。

- (3) 試用期間 商工会等採用後、9カ月の試用期間を設けます。

## 10 勤務条件等

- (1) 勤務場所 愛知県内の市町村商工会 (別紙名簿)、又は愛知県商工会連合会  
(2) 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分 (商工会により若干異なります。)  
(3) 勤務内容 「商工会法」、「小規模企業振興基本法」及び「改正 商工会及び商工  
会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく業務  
(4) 休日 日曜日、土曜日、祝日、年末年始  
(5) 給与等 公務員に準じます (商工会等給与規程による)。

※初任給 (給料月額) は令和7年4月1日現在で算定すると、大学卒27歳で民間  
企業等の正社員として職務経験5年の場合、243,800円です。

なお、職務経験者枠で採用された方の初任給は、経営指導員として採用される場  
合を除いて、245,600円が上限となります。

また、条件に応じて以下の諸手当が支給されます (令和7年4月1日現在)。

扶養手当 (配偶者の場合で、月3,000円、子1名につき月11,500円)

地域手当 (給料月額の8.5%以内。勤務する商工会により異なります)

時間外勤務手当

住居手当 (賃貸住宅の場合のみ。支払家賃に応じて月額28,000円上限)

通勤手当

期末・勤勉手当 (年間4.6カ月分。初年度は勤務期間に応じて減額算定されます)

退職手当 等

※給料月額については、職務経歴、保有されている資格等により個別に算定されま  
すので、例示はあくまで参考となります。

## 11 採用に係る留意事項

- (1) 全国商工会連合会主催簿記検定試験、日本商工会議所主催簿記検定試験、全国商業高等学校協会主催簿記検定試験制度のいずれか3級以上合格者の受験を歓迎します。  
ただし、簿記検定に合格されていない方が受験されても、採用統一資格認定試験の合否判定において不利益な取扱いをすることはありません。

### (2) 「B 職務経験者枠」で応募される方へ

「職務経験者枠」で採用された、簿記検定に合格されていない方は、商工会等採用後9カ月の試用期間内に、日本商工会議所主催簿記検定試験、全国商業高等学校協会主催簿記検定試験制度の3級以上を取得することが必ず求められます。

- (3) 商工会職員の人事一元制度により、新たに採用される職員（一般職員として採用される場合を除く）については、任免権（採用決定権と退職承認権）が愛知県商工会連合会に帰属する職員として採用され、愛知県商工会連合会と雇用契約を結んだ後、勤務先商工会へ移籍出向により赴任いただきます（労働契約併存方式が採用されます）。  
一般職員として採用される場合は、勤務先商工会に個別に採用され、雇用契約を結ぶことになります。  
前記いずれの職員にかかわらず、商工会等に採用後、他の商工会等へ人事交流により異動することがあります。

- (4) 運転免許について、応募資格条件に含まれておりませんが、商工会等へ勤務すると、事業所への訪問、会議等への出席に車で移動することが多々ありますので、運転免許をお持ちでない方は、採用日までに取得していただくこととなります。  
なお、免許をお持ちでない方が受験されても、採用統一資格認定試験の合否判定において不利益な取扱いをすることはありません。

- (5) 最終合格後、職務経験等の確認のため「職歴証明書」を提出していただきます。  
受験資格を満たさないことが判明した場合や受験申込書の記載事項に虚偽があった場合は、採用される資格を失うことがあります。

- (6) 採用試験の最終合格者は合格者名簿に1年間、登載されます。  
その名簿登載者の中から新規採用者を決定していますが、採用者数によっては、名簿登載をされても採用されないこともあります。  
採用試験の最終合格（第2次試験合格）は、必ずしも、採用を約束するものではありません。

## 商工会等名一覧

令和7年4月1日現在

### 東尾張支部

鳴海商工会  
有松商工会  
守山商工会  
豊明市商工会  
東郷町商工会  
日進市商工会  
長久手市商工会  
尾張旭市商工会

### 西三河支部

高浜市商工会  
知立市商工会  
岡崎市六ツ美商工会  
一色町商工会  
西尾みなみ商工会  
幸田町商工会  
岡崎市ぬかた商工会

### 中尾張支部

清須市商工会  
北名古屋市商工会  
豊山町商工会  
岩倉市商工会  
扶桑町商工会  
大口町商工会

### 豊田支部

みよし商工会  
藤岡商工会  
小原商工会  
足助商工会  
下山商工会  
旭商工会  
稲武商工会

### 西尾張支部

尾西商工会  
祖父江町商工会  
平和町商工会  
木曽川商工会

### 新城設楽支部

設楽町商工会  
東栄町商工会  
津具商工会  
豊根村商工会  
新城市商工会

### 海部支部

あま市商工会  
大治町商工会  
愛西市商工会  
蟹江町商工会  
弥富市商工会  
飛島村商工会

### 東三河支部

音羽商工会  
一宮商工会  
小坂井商工会  
御津町商工会  
田原市商工会  
渥美商工会

### 知多支部

阿久比町商工会  
東浦町商工会  
知多市商工会  
内海商工会  
豊浜商工会  
師崎商工会  
美浜町商工会  
武豊町商工会

### 愛知県商工会連合会

民間企業等職務経験者を対象とした愛知県商工会等職員採用統一資格認定試験に関するQ & A

【受験資格に関すること】

Q 1. 「令和 7 年 6 月末現在で、民間企業等における職務経験を 3 年以上有する」ことについて、どのような場合に職務経験として通算できるのですか。

A 1. 職務経験として通算できるのは、会社員等として常勤で 6 カ月以上継続して就業した期間に限ります。

※常勤…フルタイムの正規雇用の社員としての勤務形態

非常勤…常勤以外の勤務形態

(例 1)

A 社で常勤の社員として 1 年 8 カ月、B 社で常勤の社員として 1 年 5 カ月就業した。

⇒A 社・B 社ともに、それぞれ常勤で 6 カ月以上継続した在職期間であるため、職務経験として通算できます。合計で 3 年以上となり、受験資格を満たします。

(例 2)

A 社で常勤の社員として 3 年 8 カ月、B 社で非常勤の社員として 1 年、C 社で常勤の社員として 5 カ月就業した。

⇒A 社については、常勤で 6 カ月以上継続した在職期間であるため、職務経験として通算できます。B 社については、非常勤であるため通算できません。C 社については、在職期間が 6 カ月未満であるため常勤であっても通算できません。職務経験として通算できるのは A 社の勤務分のみとなりますが、3 年 8 カ月、常勤の社員として勤務していますので、受験資格を満たします。

Q 2. 派遣社員ですが、同じ派遣元から 1 年ごとに別の会社に派遣（どちらの事業所においても常勤で勤務）されていました。この場合、職務経験として通算することができますか。

A 2. 派遣社員は雇用期間が労働契約により予め定められている雇用形態のため、ここでの正規社員に該当せず、職務経験に通算できません。

Q 3. 雇用契約の更新を繰り返す契約社員ですが、職務経験はそれぞれの雇用契約ごとに考えるのですか。

A 3. 契約社員は雇用期間が労働契約により予め定められている雇用形態のため、ここでの正規社員に該当せず、職務経験に通算できません。

Q 4. パートタイマーやアルバイト等の期間については、職務経験として通算することができますか。

A 4. パートタイマーやアルバイトと呼ばれる雇用形態はフルタイムの正規社員よりも所定労働時間が短く「常勤」に該当しないため、職務経験として通算できません。

Q 5. 職務経験には、産休中や育児休業中であった期間を含めることができますか。

A 5. フルタイムの正規社員として、6 カ月以上継続して在職していた場合に限り、産休中又は育児休業中であった期間を含めることができます。

【その他】

Q 6. 採用された場合の初任給がいくらになるか教えてもらえますか。

A 6. 初任給額は採用確定後に、個別に算定されますので、具体的な事例ごとの照会にはお答えできません。

なお、初任給の一例は P. 3 にあるので、参考にしてください。

「在職期間」の考え方は以下のとおりです。

○就職した日（起算日）の翌月同日の「前日」をもって「1カ月」と数える。

※翌月同日にあたる日が存在しない（6月31日、2月30日など）場合は、その翌日

（例1）3月1日に就職

3月31日（4月1日の前日）で1カ月、4月30日（5月1日の前日）で2カ月、

8月31日（9月1日の前日）で6カ月、

翌年2月28日（3月1日の前日）で1年（うるう年の場合は2月29日で1年）

（例2）5月31日に就職

6月30日（6月31日がないので、その翌日である7月1日の前日）で1カ月

7月30日（7月31日の前日）で2カ月

11月30日（11月31日がないので、その翌日である12月1日の前日）で6カ月、

翌年5月30日（5月31日の前日）で1年

「雇用形態」の考え方は以下のとおりです。

【正規雇用】：期間の定めのないフルタイムの直接雇用による形態。正社員のみ。

【非正規雇用】：一般的に、期間を定めた雇用契約により、正社員より短い時間で働く雇用形態。正社員以外。契約社員、派遣社員、パート・アルバイト。

各雇用形態の比較

【正社員】：期間の定めがない雇用契約で、フルタイムの労働時間での勤務。

【契約社員】：労働契約にあらかじめ雇用期間が定められている（有期労働契約）。1回あたりの契約期間の上限は基本的には3年。

【派遣社員】：人材派遣会社（派遣元）との間で労働契約を結び、勤務先（派遣先）に派遣され働く雇用形態。賃金が支払われる会社（派遣元）と、業務の指揮命令をする会社（派遣先）が異なるという労働形態。

【パート・アルバイト】：労働契約期間が有期・無期にかかわらず、同じ事業所に雇用されている正社員と比べて、短い労働時間で働く雇用形態。通常の労働者以外。

# 愛知県内商工会分布図

令和7年4月1日現在

